

日高市子ども読書活動推進計画〔第2次〕

「読書がはぐくむ豊かな心

読書のよろこび 本とめぐりあうまち 日高」



日高市立図書館
マスコットキャラクター 『ポケットうさぎ』

平成24年3月

日高市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	1

第2章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

1 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備	1
2 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組	2
3 読書活動への理解と関心のための広報・啓発活動	2
4 読書活動推進のための関係機関・団体の役割	2

第3章 第1次計画期間における取組・成果と課題

1 家庭における子どもの読書活動の支援	3
2 学校における子どもの読書活動の推進	3
3 市立図書館における子どもの読書活動の推進	4
4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	5

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の支援	5
2 学校における子どもの読書活動の推進	6
3 市立図書館における子どもの読書活動の推進	8
4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	11

[資料]

○ブックスタート等の実施状況	12
○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）	13

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

近年、子どもを取り巻く社会環境は急激に変化し、特にインターネットや携帯電話等の情報化の進展はめざましく、様々な情報が氾濫する中、子どもたちの読書離れが指摘されています。

読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものです。子どもたちは本との出会いの中で、楽しみながら自然に、他人を思いやる心や人生の知恵を学びます。また、幼児期の読み聞かせは心の発達に大きな影響を与え、その後の子どもの心の健全な成長を促すことになります。

国では平成13年12月に、子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その後、平成20年3月には第2次計画が策定されました。埼玉県では平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成21年3月には、第2次計画が策定されました。

子どもの読書活動推進のため、地方公共団体も法律に定める基本理念に則り、読書活動の推進に努めることが求められ、日高市教育委員会でも地域・家庭・学校等における子どもたちの読書活動の推進に資するため、平成16年3月に概ね5年間の期間を想定した「日高市子ども読書活動推進計画」を策定し、一定の成果を上げてきました。

こうした状況を踏まえ、本市における子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、このたび、次の5年間を想定した第2次の「日高市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、この第2次計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ機会と読書環境の整備充実に努めてまいります。

2 計画の期間

概ね平成24年度から平成28年度までの5年間とする。ただし、計画期間中においても必要に応じ、記述内容の変更・修正ができるものとする。

第2章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

1 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備

日高市の子どもたちの読書活動を推進するため、家庭・学校・地域において、子どもが本にふれたり読書に親しんだりする機会を積極的に提供し、子どもの

読書環境を充実させます。読書活動はあくまでも自主的な行為であり、強制されるべきものではありませんが、読書環境の整備によって、子どもたちが本に親しんだり図書館を利用したりする機会を増やすよう努めます。

また、子どもが、いつでもどこでも読書に親しみ楽しむことができることや、興味・関心を的確に捉えた本に出会えるための読書環境を整備します。

2 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、市立図書館を中心に関係機関同士がこれまで以上に連携・協力を深め、人的交流を図り事業の充実に努めます。また、ボランティアなど地域の人々との協力体制を強化します。

子どもが読書に親しむためには身近で気軽に読書ができる環境が必要です。そのため、家庭・学校・地域が連携した取組をすることで、大人が相互に理解や関心を深め合い、子どもの読書活動を推進します。

3 読書活動への理解と関心のための広報・啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するために、子どもの読書への理解・関心を深めてもらうための広報・啓発活動を行います。

市立図書館での事業を市広報への掲載やチラシの配布、ポスターの掲示及び市立図書館ホームページを活用した周知を図るなど、広く市民への広報活動を進めます。

子どもの読書活動の意義について、保護者等に対する啓発事業を進めます。また、読書活動に関する情報提供にこころがけ、保護者等への支援を通じて子どもの読書活動を推進します。

4 読書活動推進のための関係機関・団体の役割

いつでも、どこでも、子どもの読書活動が行える環境を整えるためには、各関係機関や団体が、それぞれの立場で各自の役割を主体的に担い、子どもの読書活動の推進に取り組むことが必要です。

子どもの読書活動に関わる人材を育成し地域における読書活動の担い手を増やします。また、子どもの読書活動に関わる教員・関係機関職員・地域ボランティア等の意欲の向上に努めます。

第3章 第1次計画期間における取組・成果と課題

平成16年3月の第1次計画の策定以降、市では家庭、学校及び地域において、子どもの読書活動を推進するための様々な取り組みを展開してきました。

第2次計画の策定に当たり、第1次計画期間における取組・成果を踏まえ、その課題を整理しておく必要があります。

この章では、第1次計画で示された四つの「推進のための取組」に沿って、主な取組とその成果、明らかになった課題を整理することとします。

1 家庭における子どもの読書活動の支援

取組・成果

- (1) 家族による絵本の読み聞かせを日常的に行えるよう、市立図書館で実施している「おはなしポケット★1」に多くの親子の参加が得られました。
- (2) 保健相談センターでの乳幼児健診時には、絵本を開く楽しい体験と、絵本を手渡すブックスタート事業が実施され、市立図書館からは、乳幼児向けのブックリストを配布し、また、子育て支援事業の「わくわく広場」では、わらべうたあそぼう会★2のメンバーによるわらべうたや手遊び等で、乳幼児とのふれあいや絵本の読み聞かせを通じ親子の本との出会いの場を用意しました。

★1：日高市立図書館で、毎週水曜日と土曜日に図書館職員・ボランティアにより、子どもたちやその保護者を主対象に絵本の読み聞かせなどを行っている定例的行事。

★2：わらべうたボランティア養成講座を受講後、結成された会。

課題

- (1) 親が読書の意義や重要性を理解し、子どもが本と出会える場を用意する姿勢が必要です。
- (2) 家庭環境や子どもたちの置かれている立場により、家庭での読書に充てる時間が十分でない状況です。
- (3) 良い本を自分では手に取ることのできない幼児のために、その保護者に対して読書活動の啓発が必要です。

2 学校における子どもの読書活動の推進

取組・成果

- (1) すべての学校において、全校一斉読書が様々な工夫改善を図りながら実施されています。
- (2) 文部科学省制定の「学校図書館図書標準」(1993年)に照らした充足率を着実に進めました。平成22年度末の充足率については、小学校78.

24%、中学校98.91%となっています。

課題

- (1) 学校図書館としての役割が十分果たせるよう、学校内で司書教諭及び図書担当教員への協力体制の確立、また、図書整理員や学校図書館支援ボランティアとのさらなる連携の推進が必要です。
- (2) 学校図書館図書標準に照らした充足率は、この数年間は着実に向上去いますが、小学校において一層の促進が必要です。
- (3) すべての学校図書館に司書の配置が必要です。

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

取組・成果

- (1) 学校を訪問してのおはなし会を市内すべての小学校及び院内学級、特別支援学校、高等学校において実施しました。また、小学3年生を対象としてのブックトーク★3をすべての小学校で実施しました。
- (2) 年度当初の学校図書主任会議及び学校図書・読み聞かせボランティアの交流会に出席し、市立図書館の行事や団体貸出等について説明し、協力を求めました。
- (3) 定例的なおはなし会や学校訪問おはなし会・ブックトーク及び布の絵本の作成、また講座の開催、展示準備等、ボランティアの育成と連携が図されました。
- (4) 「子ども読書の日」を中心に、「としょかん子どもウィーク」を開催し、多角的な本の楽しみを提供する資料展示や音楽会などの様々な事業を実施しました。
- (5) 子ども読書活動実践優秀館として、平成22年4月に文部科学大臣表彰を受賞しました。

★3：特定のテーマに沿って、何冊かの本を順序良く組み合わせ、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味を起こさせる。

課題

- (1) 市立図書館から遠距離の子どもや市立図書館に来る機会の少ない子どもたちが、身近に本を借りられる環境の整備が必要です。
- (2) 子どもの読書活動推進に関する知識・技術を持った職員の確保が必要です。

4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

取組・成果

- (1) 多くの絵本や図鑑等に出会える環境の充実を図りました。
- (2) 園だより等で、幼児期における絵本との出会いの意義を保護者に周知しました。

課題

- (1) 市立図書館の団体貸出制度を積極的に利用する体制が必要です。
- (2) 読み聞かせや読書指導方法等の研修会や講演会等の機会を捉えて積極的に参加することが必要です。

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の支援

【現状及び課題】

多くの家庭では核家族化が進み、両親が共働き、或いは勤務時間が不規則である等、子どもとともに過ごす時間が少ないという現実があります。また、保護者の考え方多様で過保護や放任・過干渉など子どもたちの置かれている家庭環境も様々です。学校週5日制となっても子どもたちは習い事や塾、趣味や遊びに時間をとられ、読書に充てる時間は十分ではない状況といえるでしょう。

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。読書が生活の中に位置づけられ、親が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、発達段階に応じた本の楽しみを知ることができるよう、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど、子どもが読書と出会うきっかけを作ることが求められています。

【施策の方向と取組】

- ア 保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有して、読書への雰囲気づくりを心がけるよう努めます。
- イ 乳幼児期は家族による絵本などの読み聞かせを日常的に行えるよう支援します。
- ウ 家族で図書館や文化施設に行くなど、子どもが小さい頃から本に接するよう家庭で習慣付けることの重要性について働きかけます。
- エ 市立図書館や学校等で作成するブックリストなどにより、発達段階に応じた読書情報を提供します。
- オ 保護者は、市立図書館等で実施する講座や研修会に進んで参加します。

カ 家庭教育に関する講座や子育て支援のための施設利用者及び集会、乳幼児健診等多くの親が集まる機会を利用して、読書のよろこび、読書がはぐくむ豊かな心等、読み聞かせや読書の重要性について保護者への理解を促進します。

2 学校における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

読書の重要性はよく言われることですが、全国学校図書館協議会が実施した調査によると、2010年5月の1か月間の平均読書冊数は、小学生は10.0冊、中学生は4.7冊、高校生1.9冊となっています。児童生徒の年齢が上がるにつれて減るという傾向が顕著に示されています。

こうした状況にあって、読書が子どもの人間形成や情操を育て、豊かな知識の宝庫であることを子どもたちに理解させ経験させる上で、学校教育は重要な役割を担っており、大切な場です。

現在、学校における読書活動は、国語科を中心に全ての教科等の学習活動を通じて、常時展開されています。特に「朝の一斉読書」や「読み聞かせ」など、多様な活動を工夫しての取組、推薦図書の紹介など、各学校の状況や児童生徒の実態を踏まえた取り組みが多く見られます。また、読書への興味関心を目指した各種の取り組みも数多く実践されています。

学校図書館の果たす役割は、学習活動のための図書や資料などの充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成する上でも極めて大きいものです。

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせていくことが必要です。そのために、校長のリーダーシップの下、司書教諭や図書担当教員を中心に学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向と取組】

ア 学校における教職員全員の協力体制の確立

様々な教育活動を通じて子どもの読書活動の充実を図り、読書習慣を身に付けることは、学校の重要な役割です。そこで、一人一人の教職員が学校の果たすべき役割を認識し、全教職員が連携して読書指導を進めるなど、協力体制の確立が強く求められます。

そのために、学校では校長のリーダーシップの下、司書教諭や図書担当教員を中心にして組織的な校内体制を確立し、学校図書館の機能を十分に発揮でき

るよう、研修会などで教職員の指導力の向上、学校図書館の効果的な活用などを検討して、組織的な読書活動の推進に取り組んでいきます。

イ　学校における読書活動の取組

書物に触れる経験を数多く持つことは、読書活動の習慣化の第一歩として、大変有意義なことです。学校によって取組の方法は多様であり、毎朝の始業前に朝の読書を実施する学校や、本の読み聞かせを中心に行っている学校、週に一回の昼食後の読書を取り組む学校など、全校一斉読書の方法は様々です。各学校とも全校一斉読書に関しては、大きな成果を得ており、児童生徒の行動に落ち着きが生まれ、読書への関心が高まったとの声が多く聞かれます。また、情操面が豊かになり、思いやりや言葉遣いが丁寧になったなど、子どもの変容を認める教師も多数おります。

そこで、今後も子どもたちが読書習慣を身に付け、読書力を高める上でどんな方法が効果的なのか、検討して工夫改善を図っていくために、子どもと本を結ぶ組織体制が必要です。

ウ　学校図書館の施設整備

各学校では、子どもたちに親しまれる、魅力ある図書館環境を作るよう、様々な工夫をしています。子どもたちが、学校図書館に進んで出向き、書物に触れるためには、読みたい図書や資料がそこに存在することが大切で、いつもそこに人（司書等）が居ることが望ましいことです。

各学校とも、図書の購入に当たっては良書と共に必要図書の選定に努めており、子どもたちが物語だけでなく、幅広いジャンルから本を選定して、多くの図書に触れる機会を持てるように努力しています。

2002年度から「総合的な学習の時間」など、児童生徒の調べ学習を重視した教育がスタートしました。児童生徒が学習の中で抱いた疑問や課題を解決するために、蔵書数の充実、図書が探しやすい図書配列、閲覧場所の整理整頓、多様な資料や情報を提供できる資料室など、ニーズの幅が広がっています。2011年9月、市内6小学校に、調べ学習、蔵書管理など学校図書館運営に活用できる「学校図書館蔵書管理システム」を導入しました。今後も児童生徒の多様なニーズに応えることのできる施設にしていきます。

エ　学校図書館の蔵書の充実

学校図書館には、文部科学省制定の「学校図書館図書標準」に基づき、整備すべき蔵書数が定められています。国では、「新学校図書館図書整備5か年計

画」により、平成19年度から平成23年度の5年間で、「学校図書館図書標準」の達成を目指す予算措置をしています。

日高市内の小中学校1校あたりの蔵書冊数の状況を見ると、充足率は小学校が78.24%、中学校が98.91%（平成22年3月31日現在）で、国の基準には達していない状況ですが、ここ数年間は、着実に伸ばしています。今後も図書の充実に努めています。

オ 図書館司書教諭、図書整理員及びボランティアの配置状況

学校の読書環境を整備する上で、学校図書館司書教諭、図書整理員、学校図書館支援ボランティアの存在は大変に重要です。

学校図書館司書教諭については、12学級以上の学校に配置することが義務付けられ、学校図書館の充実に努めています。

図書整理員については、2名の臨時職員が市内の各小中学校を定期的に回り、学校の図書室の整理をしています。図書の整理、図書の修復などが仕事の中心です。学校の司書教諭や図書担当教員は、通常の業務があり、十分な活動ができないため、それらを補うなど仕事の範囲は広くなっています。

学校図書館支援ボランティアについては、各学校の呼びかけにより、学校図書館の本の整理や読み聞かせなどのいずれかの形で全ての小学校で実施されています。中学校では、主に図書室の整理を実施しています。

今後は、三者の役割の協力体制について、学校の実情に合わせた効果的な仕事の分担と進め方を明確にしていきます。

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選ぶことができ、読書の楽しみを知ることができる場所であり、また、親にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。また、読み聞かせや本の紹介、子どもにすすめたい本の展示、親を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。また、子どもの読書活動を推進するグループへの支援や市立図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の提供等も行っています。

今後も、児童資料の選書・収集・提供、おはなし会などの行事の実施、図書館職員研修等に積極的に参加していくことが必要です。

また、ヤングアダルトサービス（おおむね13歳～18歳までを対象とした

図書館サービス）についての充実が求められています。

【施策の方向と取組】

（1）児童図書資料の充実と子どもに利用しやすい市立図書館運営

市立図書館では貸出や各種事業を市域すべての子どもたちに展開するために、ボランティアとの協力関係のもとに「おはなしポケット」や学校を訪問してのおはなし会・ブックトークなどを実施しています。また、児童・生徒が来館しての調べ学習や「総合的な学習の時間」の受け入れも積極的に行ってています。

さらに、子どもの読書に関する成人対象の講座を開催するなどして、地域を挙げて子どもの読書活動の充実に力を入れています。

職員自身も関係機関等の研修に積極的に参加するなど、専門的知識の習得に努めています。

ア 子どもが求める本や求める情報を提供するための図書を購入し、児童書コーナーの充実を図ります。

イ 調べ学習や「総合的な学習の時間」の場として、児童・生徒の受け入れに努めます。

ウ 保健相談センター等での子育て支援事業との連携・協力関係を強化します。

エ より多くの子どもたちに本との出会いの場を提供するために、幼稚園・保育所・学童保育室などを対象に団体貸出を進めます。

オ 公民館等の図書室との連携に努めます。

カ 関係各課所との連携を密にし、求めに応じて職員やボランティアを派遣し、おはなし会・ブックトークを実施します。

キ 子ども読書の日や読書週間等の機会を捉えて更なる啓発活動を推進します。

ク 子どもの読書活動の推進に関する知識・技術を持った専門的職員の確保・養成に努めます。

ケ 特別な支援を必要とする子どもたちにも豊かな読書体験ができるよう、視聴覚機器の活用や点字図書等の利用ができるよう努めます。

（2）学校との連携

学校との連携は「総合的な学習の時間」などとの関連もあり、従来にもまして深いものとなってきています。ボランティアとの協力関係のもとに学校を訪問してのおはなし会やブックトークはすべての子どもが本の楽しさにふれることができる最良の機会として教師や児童生徒に好評で、今後も継続していく必要があります。

ア 年度当初の学校図書館主任会議において、市立図書館の当該年度の行事や

団体貸出等について説明し、協力を求めます。また、図書館として学校側に協力できるおはなし会・ブックトークの日程等について協議します。

イ 年間を通して各学校のスケジュールを尊重しながら、学校を訪問しておはなし会・ブックトークを行います。

ウ 団体貸出や集団での図書館利用学習などについて、学校側と日程調整をしながら協力していきます。

エ 中学校や高校と連携を図り、ヤングアダルト向けのブックトークやおはなし会を実施するよう努めます。

(3) ボランティア・市民団体との連携

定例的なおはなし会や「布の絵本★4」の作成など、ボランティア・市民団体との連携のもとに各事業や行事が順調に展開されています。とりわけボランティアの献身的な働きは市立図書館の円滑な運営に必要不可欠なものとなっています。

ア ボランティア・市民団体と連携し、講座等を開催するとともに読み聞かせなどの充実を図ります。

イ ボランティアと連携し、講座修了者に活動の場を提供します。

ウ おはなし会を主な内容とする定例的行事の「おはなしポケット」や「布の絵本」製作などの運営をボランティアとの協力関係のもとに年間を通して進めます。

エ ボランティア養成のための講座を開催し、新たな人材の育成に努めます。

★4：手触りの感触を楽しみながら、物語としてストーリー展開も楽しめる布で手づくりした絵本で、子どもだけでなく、障がい者や一般成人も楽しめるものです。

(4) 読書情報の提供

乳幼児・児童とその保護者を対象とした、本の内容紹介つきの推薦図書リストを作成・配布しています。また、インターネットによる蔵書検索、ホームページへの行事情報の掲載を行っています。今後も、内容の充実に努めています。

ア 読書相談に隨時応じることのできるような体制の強化を図ります。

イ おはなし会等の機会を捉え、絵本、児童書など発達段階に応じた推薦図書リストを作成し、保護者や子どもたちに配布します。

ウ ホームページに読書案内情報を掲載し、広く利用者に呼びかけます。

エ 話題の映画などに関する絵本の展示やポスターの掲示等、読書へ誘うきっ

かけを作ります。

オ 読書週間や夏休み・冬休み等に、本の内容を紹介した推薦図書リストを作成し、子どもたちに読書への動機付けを図ります。

カ 保健相談センターの乳幼児健診の際、乳幼児とその保護者を対象に実施している「ブックスタート」に協力します。

4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

幼稚園や保育所等では、絵本や紙芝居の読み聞かせを行ったり、子ども達が日常的に本と出会えるよう共有スペースやクラスに図書コーナーを設けたりして、日常の保育の中で、絵本や図鑑、物語等に親しめるようにしています。

幼児期には、好奇心や探究心を高めたり、幼児期にふさわしい知的発達を促したりするため、絵本や図鑑等に出会えるような環境を用意することが必要です。また、保護者に対しては、幼児期における絵本の大切さを伝えるとともに、読み聞かせの指導や絵本の選定などの支援が求められています。

【施策の方向と取組】

ア 図書コーナーの充実を図ります。

イ 子どもたちの読書意欲に応えるため、市立図書館の団体貸出制度を積極的に活用するなどして豊富で多様な図書を用意します。

ウ ブックリストや読書に関するリーフレットや掲示物などで、幼児期における本との出会いの意義を保護者に周知します。

エ 教員や保育士が、読み聞かせや読書指導方法等の研修会や講演会等の機会を捉え積極的に参加するよう努めます。

〔資料〕

○ブックスタート等の実施状況

①ブックスタート参加数（乳児健診受診者）

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
回 数	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
人 数	3 7 5	4 1 6	4 5 5	4 2 4	4 1 0
対象者数	3 9 9	4 4 9	4 6 3	4 4 2	4 3 3

②おはなしポケット参加数

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
回 数	6 9	8 5	8 2	8 2	8 2
人 数	2,3 6 9	3,1 5 9	2,0 7 6	2,1 9 2	2,1 1 4

③ブックトーク実施数

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
クラス数	1 4	1 6	1 5	1 6	1 4
人 数	4 7 7	4 9 6	4 8 6	5 0 3	5 1 1

④学校訪問おはなし会回数

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
クラス数	1 8 1	2 1 0	2 1 5	2 2 2	2 3 3
人 数	5,6 4 4	6,5 3 1	6,3 4 0	6,7 2 3	7,2 4 1

⑤団体貸出数

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
貸出者数	1,1 9 1	1,4 1 6	9 5 9	9 1 8	7 1 7
冊 数	6,7 8 6	5,5 3 7	4,9 9 2	5,8 1 7	4,6 9 5

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な

推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。